

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社金山組
代表者及び住所 兵庫県尼崎市武庫之荘3-8-6
代表取締役 金山 和晃
2. 指名停止措置期間 : 令和6年12月25日から令和7年3月24日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の浄水場内の工事において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警に贈賄の容疑で逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社金山組の代表取締役が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- イ 代表役員等
ロ 一般役員等
ハ 使用人

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)